

近江八幡市公告

新庁舎移転等業務について、公募型プロポーザルによって事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

近江八幡市長 小西 理

新庁舎移転等業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 主旨

本要領は、新庁舎移転等業務を実施するにあたり、円滑に業務を遂行できる豊富な実績や技術力等を有する事業者を総合的に審査・評価して優先交渉権者を選定するため、公募型プロポーザル方式による事業者の選定手続について必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 新庁舎移転等業務
- (2) 業 務 内 容 新庁舎移転等業務仕様書のとおり
- (3) 業 務 期 間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約上限額 24,885,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
※なお、上限額を超えての提案は失格とする

3 参加資格条件

- (1) プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - ③ 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益とな

る活動を行っている者でないこと（優先交渉権者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること）。

- ④ 本業務の落札決定の日までに、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置の期間中でないこと。
- ⑤ プロポーザルに参加しようとする者の間に資本的関係又は人的関係がないこと。
- ⑥ 令和7年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿に「運送輸送・引越業務」で登録があること。ただし、登録していない者は「3（2）競争参加資格審査申請」に基づき申請を行い、承認を得ること。
- ⑦ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく、一般貨物自動車運送事業の許可を取得していること。
- ⑧ 過去10年（平成27年度から参加表明書提出日まで）の間に、移転対象職員が500人以上の官公庁の移転業務について、元請として履行した実績を有すること。
- ⑨ 本業務にあたり、統括責任者及び実務担当者を各1名配置すること。統括管理者と実務担当者との兼務を認めない。なお、統括責任者及び実務担当者は原則として変更できないものとし、疾病、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の担当者を配置し、本市の了解を得ること。
 - ア 統括責任者及び実務担当者は、本プロポーザル参加者と直接的な雇用関係にあること。
 - イ 統括責任者は、業務全体を統括する者をいう。
 - ウ 実務担当者は、統括責任者のもとで業務における現場担当者を総括し、発注者との打合せに原則として毎回出席する者をいう。

（2）競争参加資格審査申請

本業務の参加希望者のうち、本市の有資格者名簿に運送輸送・引越業務で登録されていないものは、次のとおり申請すること。

- ① 提出期限 令和7年4月7日（月）午後5時まで（必着）
- ② 提出先 「4 担当部署」へ提出
- ③ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る）又は宅配便

（郵送又は宅配便による提出の場合は、事前に「4 担当部署」へ連絡すること。なお、期限までに到達しなかった場合、いかなる理由をもっても受付しない。）

- ④ 提出書類 別途定める本業務における新庁舎移転等業務における役務提供等競争参加資格審査申請書提出要項のとおり
- ⑤ その他 競争参加資格審査申請時に発行する受領書は、申請書の内容を確認したものではない。受付後、競争参加資格を審査し、資格を有すると認めたものを有資格者名簿に登録するものとして、令和7年4月9日（水）までに電子メールにより通知し、後日原本を郵送する。この申請による有資格者名簿への登録については、当該プロポーザルのみ有効とする。

4 担当部署

- (1) 担 当 近江八幡市総務部管財契約課
- (2) 所在地 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地
- (3) 電 話 0748-36-5525
- (4) F A X 0748-32-3237
- (5) E-mail 010416@city.omihachiman.lg.jp

5 優先交渉権者の選定

- (1) 本プロポーザルは、新庁舎移転等業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下、選定委員会という。）において、審査を実施する。
- (2) 選定方法
 - ① 実績、企画提案及び提案価格の評価を合算した総合評価にて選定を行う。
 - ② 総合評価点（120点満点）が最も高い提案事業者を優先交渉権者とし、次に評価点が高い提案事業者を次点者とする。ただし、提案価格の評価点を除く実績評価点及び企画提案評価点（100点満点）が6割に満たない場合は、優先交渉権者及び次点者として特定しない。
 - ③ 企画提案審査及びヒアリング審査における企画提案評価点の算出方法は、選定委員会委員による評価の平均点を算出する。
 - ④ 最高総合評価点数が同点の場合は、実績評価点及び企画提案評価点が最も高い事業者を優先交渉権者とし、次に高い事業者を次点者に選定する。実績評価点及び企画提案評価点も同点の場合は、選定委員会で協議のうえ、優先交渉権者及び次点者を特定する。
 - ⑤ 参加者が1者のみの場合であっても内容の審査及び評価を行い、価格評価点を除く実績評価点及び企画提案評価点が6割以上を満たしている場合は、優先交渉権者として選定す

る。

- ⑥ 「提案価格」の評価において、提案のあった見積書の金額が提案上限額を超えた場合は、提案は失格とし、評価の対象外とする。

6 日程

- | | |
|------------------------|------------------|
| (1) 令和7年4月 1日 (火) | 公告、質問受付 |
| (2) 令和7年4月 7日 (月) | 競争参加資格審査申請提出期限 |
| (3) 令和7年4月11日 (金) | 本業務に関する質問書提出期限 |
| (4) 令和7年4月16日 (水) | 本業務に関する質問回答 |
| (5) 令和7年4月18日 (金) | プロポーザル参加表明書提出期限 |
| (6) 令和7年4月23日 (水) | プロポーザル参加資格確認結果通知 |
| (7) 令和7年5月 9日 (金) | 企画提案書提出期限 |
| (8) 令和7年5月21日 (水) 【予定】 | 企画提案審査（ヒアリング）の実施 |
| (9) 令和7年5月23日 (金) 【予定】 | 選定結果通知 |

※現地確認を希望する場合は、事前に「4 担当部署」に連絡の上、調整を行うこと。

現地確認期間：令和7年4月1日（火）～4月30日（水）

7 公告

- | | |
|----------|--|
| (1) 公告日 | 令和7年4月1日（火） |
| (2) 公告方法 | 近江八幡市公式ホームページに掲載 総務部管財契約課
(http://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/kanzai/puropo/29897.html) |

8 プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザルに提案書の提出を希望する場合は、必要書類を添付のうえ、次のとおり提出すること。

- | | |
|----------|----------------------------------|
| (1) 提出期限 | 令和7年4月18日（金）午後5時まで（必着） |
| (2) 提出方法 | 「4 担当部署」まで持参、郵送（書留郵便に限る）又は宅配便で提出 |

※郵送又は宅配便による提出の場合は、事前に連絡すること。

(3) 提出書類

書類名 (様式)	部数
プロポーザル参加表明書 (様式第1号)	1部
会社概要書 (様式第2号)	1部
誓約書 (様式第3号)	1部
業務実績調書 (様式第4号) ※履行実績を証明する資料を添付のこと	1部
統括責任者調書 (様式第5号) ※雇用状況が分かる書類 (健康保険被保険者証の写し等) を添付のこと	1部
実務担当者調書 (様式第6号) ※雇用状況が分かる書類 (健康保険被保険者証の写し等) を添付のこと	1部

(4) 確認結果の通知

参加表明提出事業者に対し、参加資格の結果をプロポーザル参加資格確認結果通知書により通知する。ただし、参加表明が5者以上あった場合は一次審査を行い、企画提案書を提出できる事業者を4者程度に選定のうえ、結果を参加表明提出事業者に通知する。一次審査は「13 企画提案書等の評価基準 (1) 採点基準表」に基づき、事業者、統括責任者及び実務担当者の実績を採点し、選定する。なお、一次審査が同点の場合は、過去10年(平成27年から参加表明書提出日まで)の間に、移転対象者800人以上の官公庁の移転業務を元請として履行した実績件数が多い事業者を上位とする。

① 通知日 令和7年4月23日(水)

② 通知方法 電子メールで通知する。

9 本業務に関する質問書の提出

本業務の内容について質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。質問事項のない場合は、提出不要。

(1) 提出期限 令和7年4月11日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法 「4 担当部署」まで本業務に関する質問書(様式第9号)を電子メールで提出のこと(送付した旨を事前に連絡すること)。

(3) 回答方法 令和7年4月16日(水)までに質問者に電子メールで回答し、市ホームページに質問回答を公開する。

10 企画提案書の提出

仕様書の内容に基づき、企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年5月9日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 「4 担当部署」まで持参、郵送（書留郵便に限る）又は宅配便で提出
※郵送又は宅配便による提出の場合は、事前に連絡すること。
- (3) 提出書類

書類名（様式）	部数
企画提案書（様式第7号）	1部
工程表（任意様式） ※A3版片面（横向き）1ページ	8部
業務体制及び企画提案詳細説明（任意様式） ※A4版片面（縦向き又は横向き）5ページ以内とする。A3版（横向き）の使用も可とするが、A4版2ページとして換算する。 ※使用する文字は、10.5ポイント以上とし書体は任意とする（必要な注釈、ふりがな及び掲載図中の記載文字は除く）。	8部
見積書（様式第8号） ※見積金額は、消費税及び地方消費税を除く金額とする。 ※内訳書（任意様式）を添付すること。 ※見積書及び内訳書は、企画提案書とは別に封筒に入れ、「業務名」を記入し封印すること。	1部

- (4) 辞退

プロポーザル参加資格確認結果を通知した後、応募を辞退する場合は辞退届（任意様式）を「4 担当部署」まで提出すること。

11 審査の実施

次のとおり企画提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- (1) 実施日時 令和7年5月21日（水）【予定】
実施時間は1者につき35分程度（提案説明20分、質疑応答15分）
- (2) 実施場所 開催場所、開催時間については、企画提案書の提出後に通知する。
- (3) 出席者 4人以内とし、統括責任者及び実務担当者を含むこと。

1 2 結果の通知

提案内容に関する選定結果は、近江八幡市管財契約課ホームページにおいて公表し、優先交渉権者及び次点者に対して通知する。なお、ホームページには選定の経緯、参加表明事業者、優先交渉権者及び次点者を公表する。

(1) 通知日 令和7年5月23日(金)【予定】

(2) 通知方法 電子メール

1 3 企画提案書等の評価基準

提出された企画提案書に対して、次の評価項目について、実績や企画提案等を採点し、ヒアリングを行うものとする。

(1) 採点基準表

実績評価の評価項目及び評価基準		
評価項目	評価の視点	配点
事業者の実績	過去10年(平成27年から参加表明書提出日まで)の間に、移転対象者500人以上の官公庁の移転業務を元請として履行した実績(1件につき) ① 移転対象者800人以上の場合 5点 ② 移転対象者500人以上の場合 3点	20
統括責任者の実績	過去10年(平成27年から参加表明書提出日まで)の間に、移転対象者500人以上の官公庁の移転業務を統括責任者又は実務担当者として履行した実績 ① 2件 5点 ② 1件 3点	5
実務担当者の実績	過去10年(平成27年から参加表明書提出日まで)の間に、移転対象者500人以上の官公庁の移転業務を実務担当者として履行した実績 ① 2件 5点 ② 1件 3点	5
小計①		30
企画提案等の評価項目及び評価基準		
評価項目	評価の視点	配点
業務体制	現庁舎及び新庁舎の建物や移転時期など、本市の現状を踏まえた実施体制となっているか。 効率的で具体的なスケジュールが提案されているか。	10

企画提案	本業務の実施にあたり想定される課題や対応方針について、具体的かつ効果的な提案がなされているか。	10
	限られた期間における本業務の実施にあたって、万全な安全対策と確実な搬送方法の提案がなされているか。	15
	庁舎移転に関する行政特有の課題や懸念事項、公文書等の機密性の高いものを取り扱う上で、留意すべき事項及びその具体的な解決手法や対策についての的確性や実現性があるか。	10
	本業務において特に重要と考えるポイントとその具体的な対応方法について、有効と思われる独自の提案がなされているか。	5
小計②		50
ヒアリング評価項目及び評価基準		
評価項目	評価の視点	配点
プレゼンテーション及びヒアリング	説明が明確で分かりやすいか、取組意欲が高いか、業務を正しく理解しているか等	10
	ヒアリングにおける質疑回答が明確で適切か等	10
小計③		20
実績評価点及び企画提案評価点		
合計（小計①+小計②+小計③）		100

(2) 採点の方法

事業者の実績に係る採点は採点基準表のとおりとし、それ以外の採点は次のとおりとする。

評価（5段階）	評価の程度	評価点化（5段階）
A	優れた提案である	配点×1.0
B	やや優れた提案である	配点×0.8
C	標準的な提案である	配点×0.6
D	やや劣った提案である	配点×0.4
E	評価できる提案ではない、または不採用	配点×0.2

(3) 総合評価の算定方法

総合評価は加点方式とし、次のとおり算定するものとする。なお、各得点は、小数点第三位

以下を四捨五入し、小数点第二位までの値とする。

① 価格評価点（満点20点）の算定

$$\text{価格評価点} = 20 \times (\text{最低提案価格} / \text{提案価格})$$

- ・ 提案価格…見積書（様式第8号）において記載した見積金額とする。
- ・ 最低提案価格…各提案者のうち、最低価格にて提案された額とする。

② 総合評価点の算定

$$\text{総合評価点} = \text{実績評価点} + \text{企画提案評価点} + \text{価格評価点}$$

評価項目		主な着眼点	配点
実績評価		業務実績調書 統括責任者調書 実務責任者調書	30
企画提案等	業務体制、企画提案	企画提案書	50
	プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーション	20
価格		見積書	20
合計（総合評価点）			120

14 契約

プロポーザルにより特定した優先交渉権者を相手方として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本市で定める予定価格以内で、見積徴取の上、随意契約を行うものとする（提案価格を上限として契約交渉を行う）。

また、優先交渉権者に特定されたことをもって、市は提案されたすべての内容の契約を保証するものではなく、提案書の全ての内容に拘束されるものではない。

なお、辞退若しくはその他の理由で契約ができない場合は、次点者と契約の交渉を行うものとする

15 その他

(1) プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 無効となるプロポーザル、失格となる提案者。

- ① 提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合

④ 「2（4）契約上限額」に示す提案上限額を超えた場合

⑤ その他、本市が不適合と認めた場合

（3）提出書類の取扱い

① 提出された書類は、事業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。

② 提出された書類は、公正性、透明性を期すために、関連規定等に基づき公開することがある。

③ 提出された書類は、事業者選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

④ 書類提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

⑤ 提出された書類は返却しない。

⑥ 電子メール等の通信事故、郵送及び宅配などの事故について、本市はいかなる責任も負わない。

⑦ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。